

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	「こころの劇場」誘導案内業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	サントリーパブリシティサービス（株）
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。） 令和6年度「こころの劇場」は、札幌文化芸術劇場hitaruにて開催する。本事業は1公演あたり2,000人前後の移動が伴うこと、小学生を対象とした事業であり大人は引率者のみであること、また、午前公演と午後公演の入れ替え時間が短時間であること等から、劇場利用にあたっては、安全かつ円滑な移動を案内することが求められており、施設の特性を把握した上で、児童の案内を迅速に行う必要がある。加えて、当劇場は、札幌市民交流プラザ建物の4階から9階に位置し、施設内の移動に階段またはエスカレーター、エレベーターの利用を伴うことから、特段の安全配慮が必要となる。 サントリーパブリシティサービス（株）は、札幌市民交流プラザのレセプションист委託業者でもあり、施設の特性を熟知している。過年度の同事業において受託実績があるほか、本市の施設である札幌コンサートホールにて公演に係るレセプション業務を長らく請け負っており、本市の子どもの文化芸術体験事業「Kitaraファースト・コンサート事業」をはじめ子ども向けコンサート等におけるレセプション公演業務の実績が多数あることから、迅速な児童の誘導や、緊急時対応を行うことができる。 市内においては、当該業者の他には、札幌市民交流プラザの特性を十分に理解し、児童を対象とした公演時の安全かつ迅速な案内実績を豊富に有する者は見当たらず、1社に特定されることから、本業務の遂行にあたっては、当該業者を特定の相手方とする随意契約を行うこととする。	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年7月3日